

原告準備書面(12)

～福島原発事故による死者～

本書面の趣旨

福島原発事故

→過酷な避難行動を余儀なくされる

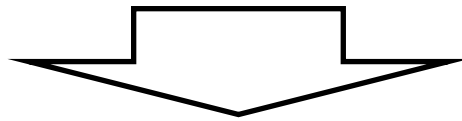
→住民はあらゆるものを失う

（故郷、日常生活、地域社会、生業など）

→住民に対する過重な肉体的・精神的負荷

（同時に、避難行動中の医療水準の低下）

→生命侵害



ひとたび柏崎刈羽原発で事故が起こった場合には、多くの住民の生命が侵害される具体的危険がある

病院や福祉施設による死亡事例

◇病院

- ・入院患者、しかも寝たきり患者の避難が困難を極めた
- ・避難手段や患者受入先の確保は各医療機関が自力で行わなければならない状況
- ・20キロ圏内の7つの病院では、少なくとも60人が死亡

◇高齢者施設

- ・避難所を転々とした
 - ・避難所の寒さ
 - ・不慣れな固く冷たい食べ物
 - ・薬などの不足
- 多くの者が死期を早めた

将来を悲観したことによる自死

◇キャベツ農家の男性

福島県産のキャベツなどを「当分の間、出荷を差し控えるよう」指示されたため、キャベツの出荷を目前に控えていたにもかかわらず、出荷をすることができなくなり、将来に絶望

◇にわとり飼育農場勤務の女性

夫婦で勤めていたにわとり飼育農場が原発事故により閉鎖されたこと、自宅のローンが後何年も残っていたこと、避難先での生活になじめなかったことなど

※福島学院大学大学院教授星野仁彦氏も「自殺の要因は、原発事故により、家族や家、仕事を失い、将来を見通せない状況が続けば誰でもそうなる可能性はある」と指摘

避難または避難生活中的死亡

◇死亡の要因

- ・混乱の中避難先を転々とすることのストレス
- ・故郷、地域社会、生業を失ったことによる将来への絶望感の
- ・避難先での医療水準の低下(診断拒否のケースも)
- ・避難先での生活になじめないことによるストレス(孤立化の問題も)

◇故郷から遠く離れた病院で死亡する者が多く、家族にすら看取られずに死亡する者も

◇葬儀すら満足に挙げられないケースもある。故郷の墓は放射能に汚染されているため、納骨さえままならない者が多い。

避難指示による救命活動中止

「地震や津波による被害者の救助活動や避難所対応を優先し、翌朝には津波被害者の救助活動を決定していました。その矢先、3月12日午前5時44分、突如、原子力発電所から半径10km圏内に避難指示が発令されたことをテレビで知りました。この避難指示により、早朝から予定していた津波被害者の行方不明者の搜索活動が中止となりました。この時、搜索を実施していれば何人かの尊い命が救えた可能性があったと思います。」

福島県浪江町副町長渡邊文星氏の報告を引用

さいごに

- ◇ ひとたび柏崎刈羽原発で事故が起こった場合には、多くの住民の生命が侵害される具体的危険があることは明らか
- ◇ 福島原発事故による悲劇を繰り返してはならない